

安全



安心

# JAL不当解雇撤回ニュース

No328号 2013.11.12  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## 裁判所は真実に基づいて公正な判決を

11月6日、JAL 不当解雇撤回原告団と東京争議団は、裁判所前で恒例の宣伝行動を行いました。

### 憲法76条の司法の独立が問われている 山口乗員原告団長

JAL 不当解雇撤回原告の山口団長は、「東京地裁で不当判決が出された背景には、JAL の管財人を選出したのは東京地裁であること、従って東京地裁が管財人の違法行為を断罪できるわけがない」と批判をすると共に、「今裁判官は、憲法 76 条に基づいて独立しているかどうかも問われており、高裁では事実と真実に基づいた公正な判決を求めます。」と、力強く訴えました。



【パイロット原告 山口団長】



### 雇止め有効とした高裁決定に抗議 戻す会事務局長 木谷さん

JAL 契約制客室乗務員雇い止め撤回裁判は、最高裁に上告していましたが、2013年10月22日、原告・被告双方の上告棄却の判断が下されました。これにより、1審・2審でのパワハラが違法行為であると認定されましたが、「雇い止めは有効」という不当な結果になりました。この最高裁の決定に対し、断固抗議します。

この他にも、JAL の親会社責任と解雇撤回を求めて闘っている日東整争議団の佐藤さん、日赤の派遣切りで解雇された廣瀬さん、定年時の再雇用拒否を受けた元豊島区立千川中学校教諭の田畑さん、ステートストリート信託銀行から不当配転・不当解雇を受けた杉山さん、いすずで雇い止めをされた佐藤さん、息子さんの過労死認定を求めている矢田部さんが、裁判所に対し、公正な判決を求める訴えを行いました。



【裁判所前宣伝行動に 37 名が参加】

JAL プラザ前宣伝行動  
(11月6日)

# JALと日東整の不当解雇撤回を! 契約制CAへの謝罪を!

## JALは自主交渉で解決を!

JALを相手に裁判で闘っている4つの争議の原告たちは、毎月1回、裁判所前に続いて、JALプラザ前での宣伝行動を行っています。11月6日の宣伝行動では、すべての争議でJALが自主解決するよう、また、パワハラ・退職強要が認められた「契約制CAの雇い止め裁判」では、会社からの謝罪を求めました。

JALは親会社としての責任を果たすべき!



航空連 針谷さん

契約制CAに対するパワハラ行為に対してJALは心からの謝罪を!



元日東整書記長 野口さん



契約制CAを空に戻す会の木谷事務局長



客室乗務員原告の岩間さん

私たちを整理解雇した時点で、JALの人員削減は超過達成していた。即刻、職場に戻して下さい。



北区労連 野中さん

緊急事態になったら、ベテランこそが力を発揮するのです!



私たちを整理解雇したのは、人数ではなく誰を解雇するかだった。

狙いうちの指名解雇だった。即刻、自主交渉して解決を!



東京国交労連 植松さん

パイロット原告の山口団長